(六)　メチル＝二―［一―（四―フルオロベンジル）―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキサミド］―三―メチルブタノアート及びその塩類
(九)　二―メトキシ―Ｎ―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）―Ｎ―フェニルアセトアミド及びその塩類
2　次に掲げる物を麻薬向精神薬原料に指定することとした。（第一条関係）
(一)　メチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）―オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類
(二)　二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）―オキシラン―二―カルボン酸及びその塩類
3　次に掲げる物を特定麻薬向精神薬原料に指定することとした。（第二条関係）
(一)　メチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）―オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類
(二)　二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）―オキシラン―二―カルボン酸及びその塩類
4　この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。

◇覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令（政令第四八号）（厚生労働省）

1　三―オキソ―二―フェニルブタンアミド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物を覚醒剤原料に指定することとした。（本則関係）
2　この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。

◇大学等における修学の支援に関する法律施行令（政令第四九号）（文部科学省）

1　本則
(一)　確認を取り消された大学等の設置者に準ずる者等
(1)　大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「法」という。）第七条第一項の確認（以下単に「確認」という。）を取り消された大学等の設置者に準ずる者として政令で定める者は、次のイからヘまでに掲げる者のいずれかに該当する大学等の設置者とし、その取消しの日に準ずる日は、当該者の当該イからヘまでに掲げる区分に応じ、当該イからヘまでに定める日とすることとした。（第一条第一項関係）
イ　法第一五条第一項の規定により確認を取り消された大学等の設置者が法人である場合において、当該確認の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八八号）第一五条の規定による通知があった日前六〇日以内にその役員であった者　当該確認の取消しの日
ロ　法第一五条第一項の規定による確認の取消しの処分に係る行政手続法第一五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、確認を辞退した大学等の設置者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。ハ及びニにおいて同じ。）　当該確認の辞退の日
ハ　法第一三条第二項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に、確認を辞退した大学等の設置者　当該確認の辞退の日
ニ　ロに規定する期間内に確認を辞退した大学等の設置者が法人である場合において、ロの通知の日前六〇日以内にその役員であった者　当該確認の辞退の日
ホ　大学等の設置者又はその役員であって、法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した者　当該違反行為をした日
ヘ　ホに掲げる者のほか、大学等の設置者又はその役員であって、確認又は減免費用の支弁に関し不正な行為をした者　当該行為をした日
(2)　法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した者に準ずる者として政令で定める者は、次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当する個人とし、その違反行為をした日に準ずる日は、当該者の当該イ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める日とすることとした。（第一条第二項関係）
イ　確認を取り消された大学等の設置者　当該確認の取消しの日
ロ　(1)のイからヘまで（ホにあっては、大学等の設置者の役員に係る部分を除く。）に掲げる者　当該イからヘまでに定める日
(二)　授業料等減免の額
(1)　確認大学等の設置者が行う授業料減免（法第八条第一項の規定による授業料の減免をいう。以下同じ。）の年額及び入学金減免（法第八条第一項の規定による入学金の減免をいう。以下同じ。）の額は、授業料等減免対象者に係る減免額算定基準額の次のイからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める額（ロ又はハに定める額に一〇〇円未満の端数がある場合には、これを一〇〇円に切り上げた額）とすることとした。（第二条第一項関係）
イ　一〇〇円未満　当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等の授業料の年額（学校等の区分に応じ、八万三、四〇〇円から七〇万円までで定める額を上限とする。）及び入学金の額（学校等の区分に応じ、三万五、〇〇〇円から二八万二、〇〇〇円までの額を上限とする。）
ロ　一〇〇円以上二万五、六〇〇円未満　当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等のイに定める授業料の年額に三分の二を乗じた額及びイに定める入学金の額に三分の二を乗じた額
ハ　二万五、六〇〇円以上五万一、三〇〇円未満　当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等のイに定める授業料の年額に三分の一を乗じた額及びイに定める入学金の額に三分の一を乗じた額
(2)　「減免額算定基準額」とは、授業料等減免対象者及びその生計を維持する者について次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とし、その額に一〇〇円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。）（当該授業料等減免対象者又はその生計を維持する者が地方税法（昭和二五年法律第二二六号）第二九五条第一項各号に掲げる者又は同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者である場合には、零とする。）を合算した額をいうこととした。（第二条第二項関係）
イ　授業料等減免が行われる月の属する年度分の市町村民税に係る課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額等の合計額に一〇〇分の六を乗じた額
ロ　授業料等減免が行われる月の属する年度分の地方税法第三一四条の六及び附則第三条の三第五項の規定により控除する額（指定都市により当該年度分の所得割を課される者については、当該額に四分の三を乗じた額）
(三)　授業料減免の期間等
(1)　確認大学等の設置者は、次のイ又はロに掲げる者に該当する授業料等減免対象者に対して、当該イ又はロに定める月数を限度として、授業料減免を行うものとすることとした。（第三条第一項関係）
イ　過去に授業料減免を受けたことがない者　当該授業料等減免対象者がその在学する学校等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が二四月を超える場合には、二四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とし、専修学校の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が四八月を超える場合には、四八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とする。以下同じ。）
ロ　過去に授業料減免を受けたことがある者のうち編入学した者その他の文部科学省令で定める者　当該授業料等減免対象者がその在学する学校等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（当該月数と当該授業料等減免対象者が過去に授業料減免を受けた期間の月数（以下「過去減免期間月数」という。）とを合算した月数が七二月を超える場合には、七二月から当該過去減免期間月数を控除した月数）